

## 議会運営委員会記録

1 日 時 令和2年12月16日（水曜日）

開 会 午後 1時28分

閉 会 午後 2時15分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 金 厚 有 豊

副委員長 佐 藤 則 寿

委 員 岡 部 享

// 押 田 大 祐

// 江 西 照 康

// 高 田 真 里

// 成 田 光 雄

// 松 尾 茂

// 高 田 重 信

// 柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

## 5 委員外議員として出席した者

議 員	上 野 蛭
//	金 井 毅 俊
//	大 島 満
//	尾 上 一 彦
//	赤 星 ゆかり
//	村 上 和 久

## 6 説明のために出席した者

### 【財務部】

部長	中田 貴保
参事（財政課長）	古西 達也

## 7 職務のために出席した者

### 【議会事務局】

事務局長	浦野 弘司
事務局次長	福原 武
庶務課長	大野 満
議事調査課長	野嶽 誠司
庶務課主幹	栗山 朋子
議事調査課長代理	中山 崇
議事調査課議事係長	酒井 優
議事調査課調査係長	本田 宏之
議事調査課主事	北山 栞

## 8 会議の概要

委員長 ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（2名）を許可〕

委員長 なお、追加議案については、本会議に提出前の案件であることから、傍聴人には、協議事項1番目が終了した後に入室いただくこととしますので、御承知おき願います。

まず、委員会記録の署名委員に成田委員、松尾委員を指名いたします。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、協議事項1番目、追加議案についてであります。

このことについて、当局から説明があります。

財務部長 〔議案概要書（追加提出分）により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問等はありませんか。

高田 重信委員 定例会最終日に委員会は開かないのですか。

委員長

それは今から説明します。

ほかに質問等がないようですので、この程度にとどめます。

当局の皆さんは退室願います。

〔財務部退室〕

委員長

今ほど財務部長から説明がありましたとおり、本定例会最終日である12月22日（火曜日）に予算案件1件が追加提出される予定になっております。

この案件について、議長は、所管する予算決算委員会へ付託するとの判断を示しておられます。

そこで、この案件については、22日の本会議において提案理由説明、議案質疑の後、本会議を一旦休憩し、休憩中に予算決算委員会及び総務文教分科会、厚生分科会を開いて審査を行うことにいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

なお、追加議案についての議案概要書及び議案説明資料については、この委員会終了後に

棚入れにより配付させていただきます。  
また、議案書については、12月21日（月曜日）の朝に各会派の議員控室に配付することですので、御承知おき願います。  
ここで、本件に対する議案質疑、討論の通告期限について確認しておきたいと思えます。  
まず、議案質疑の通告期限については、質疑が行われる日の前日、12月21日（月曜日）の午後5時まで、討論の通告期限については、12月18日（金曜日）の午後5時までを第一期限に、これと対になる立場での討論の通告期限が12月21日（月曜日）の正午までとなりますので、御承知おき願います。  
以上で、追加議案についての協議を終了します。  
この後、議案の審査を行いますのでしばらくお待ちください。

〔議会事務局着席〕

〔傍聴者（2名）の入室を許可〕

委員長

次に、協議事項2番目、本委員会に付託されました議案の審査を行います。  
議案第170号 富山市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を

改正する条例制定の件  
を議題といたします。  
これより、事務局の説明を求めます。

庶務課長     〔議案書及び議案概要書により説明〕

委員長     これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長     ないようですので、これをもって議案の質疑  
を終結いたします。  
これより、議案第170号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長     討論なしと認めます。  
これより、議案第170号を採決いたします。  
本案件は、原案のとおり決することに御異議  
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長     御異議なしと認めます。

よって、本案件は原案可決されました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査を終了いたします。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

これで、議会事務局の皆さんは退席願います。座席を変更しますので、しばらくお待ちください。

〔座席の変更〕

委員長

次に、協議事項3番目、請願の審査についてのうち、まず、

令和2年分請願第7号 議会主催の「市民との意見交換会」を開くことの請願を議題といたします。

請願文書表はお手元に配付のとおりであります。

まず、事務局に請願文を朗読させます。

事務局

〔請願文の朗読〕

委員長            それでは、本請願について御意見等はありませんか。

柞山委員        市民との意見交換会を議会として開いてほしいという請願であります。この議題については、各会派からの委員で構成される議会改革検討調査会でも十分に議論をされてきたところであります。その経過を振り返りますと、やはりなかなか議会として、全体の意見がまとまって、市民との意見交換会とか、あるいはそういうものを開催する環境にはないというような議論ばかりでした。

今現在、我が会派や周りを見ますと、少なくとも地域選出の方が多いので、地域の自治振興会あるいは商工会、老人クラブ、そういういろいろな関係諸団体との意見交換、市政報告会は恒常的に、定期的にやってくるわけであります。

また、医師会などといった市域全体をまたぐ団体については、定期的に意見交換し、市政に対する意見も述べていただいて、そのことを市政に反映させるために会派としての活動を展開している最中でありませう。

この請願の趣旨は、議会主催で報告会を開くということではありますが、先ほど述べたように、議会改革検討調査会で重々議論をされて



きて、その環境に至らなかったという経過を踏まえて一今任期は来年4月で終わるわけがありますが、この機になって、この請願を受けてまた開くと。あるいは、手順を踏むときには議会改革等を総合した議論を続けていかななくてはいけないかもしれませんが、あまりにも短期間でこの件を議論するというのは少し、不可能ではないかというふうに思っています。

思いはよく分かるのですが、この請願を受けて実施できるかということ、そういう環境ではないということであろうと思っております、この請願については、我が会派としては不採択にすべきだと思っております。

松尾委員

まず、市民との意見交換をするということは議員として当たり前のことであって、議員の皆さんもしっかりやっただいていただくと思います。

それを議会として実施していくべきだという請願なのだと思いますけれども、公明党会派としましても、議会報告会の開催という形で、そこで住民説明会だとか意見交換会をしていけばいいのではないかと、このことを議会改革検討調査会の検討項目として提案させていただきました。

今、柝山委員からもありましたけれども、議会改革検討調査会でいろいろと議論をされて、実際にはまとまらなかったというか、そういった形ではあるのですけれども、ただ、今後ともしっかりと議論をしていくべきことだとは思いますが。

ただ、今のこの時期は改選ということもありますので、選挙が終わってからまた改めて検討していけばいいのかなと。今の時点で、この請願に関してはちょっと賛成しがたいところが実情です。

岡部委員

今、自民党さんと公明党さんから意見があったわけですが、様々な会派で市民の皆さんの意見を聞くということはやっぱり大事ではないかなと、私はこう思っています。

集まる方も参加しやすいという面もあると。そういう意味では、やっぱり議会として開催をしていくというこの趣旨については本当に賛同するわけです。

ただ、この間の議会改革検討調査会でもいろいろと議論がされてきてまとまらなかったということもあり、この時期、改選まであと僅かだということもあるわけですが、できればそういう方向性をつけて次に移っていくということも考えられるのではないかと

うことで、私は採択すべきではないかと思っています。

委員長           ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
次に、念のため確認いたしますが、本請願を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           それでは、引き続き審査を続けます。  
これより、令和2年分請願第7号の討論に入ります。  
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長           討論なしと認めます。  
それでは、令和2年分請願第7号についてお諮りいたします。  
本請願は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長           挙手少数であります。

よって、令和2年分請願第7号は、不採択とすることに決定いたしました。

次に、

令和2年分請願第8号 一般質問及び議案質疑を非常時においても柔軟に運用できるよう改善を求める請願を議題といたします。

請願文書表はお手元に配付のとおりであります。

まず、事務局に請願文を朗読させます。

事務局 〔請願文の朗読〕

委員長 それでは、本請願について御意見等はありませんか。

柞山委員 一般質問と議案質疑を分けるという話も、過去何度も積んだり崩したりしながら議論してまいりました。

結論から言いますと、議案質疑を一般質問と分けて行うという話で、議案質疑だけを集中して行うということになると一委員会の開催も1日1委員会として充実してきておりますが、本会議で議案質疑を行うと委員会での質疑が形骸化されるという意見もありました。これを積んだり崩したりしながら、一般質問

に包含して議案質疑もできると。一般質問もできるし議案質疑もできるという形で、現在の流れとなっております。

改めて過去を検証しながら思いますに、そういうことを踏まえていろいろな議論がなされた中で、現行の体制が成り立っているものと思います。

加えて言うならば、冒頭にも言いましたが、以前は1日に2つの委員会が同時開催されていたわけでありませけれども、今は1日1委員会の開催で、他の議員も傍聴に入って、質疑を聞く機会もあるわけであります。

そういう意味から、今の形が成り立ってきて、現行で最善だと私は思っておりますし、私どもの会派もそういう意見で今までつないできたものだというふうに理解をしております。ですから、現行のままということであればこの請願は不採択とするしかないというふうに思っております。

岡部委員

この請願についてですが、まず趣旨の(1)について中身がよく分からないと。具体的ではないのです。定例会ごとに決めると言われても、ではどんな決め方をするのか一時間はどう決めるのかということが全然分からないと。年間でないということになれば、全体で

どんな時間になるのかということが全く見えないということで、ちょっと分かりにくい請願であるというふうに思います。

この問題についてもこの間いろいろと議論がされてきて、年間120分では短いという議論もありました。私もこの1年間少々、各会派の議員の皆さんの質問時間を調査させてもらうと、やっぱり多くの方が45分以上だったと。一方、少数会派の議員はどうしても時間制限があることで30分に限られている方が多いという傾向があるわけで、この質問時間についての検討は必要だろうというふうに思いますが、この請願については中身が分からないので、これはいかななものかという思いです。

それから、議案質疑と一般質問との切り離しについては、現状は一般質問の中で議案質疑ができるということになっております。その中で自分の意見なども含めて質問ができるという状態は、悪いことではないのかなというふうに私は思っています。

ただ、先ほどの話と絡みますけれども、質問時間が問題かなというふうに思っています。そういう意味では、委員会のインターネット中継も含めて問題はまだまだあるわけですが、この請願の趣旨の2点について、不採択とい

うことで、会派として考えております。

松尾委員

まず、(1)の一般質問の持ち時間を年間ではなく定例会ごとにとっておられるのですけれども、公明党としては、1年間の計画をしっかりと立てて質問を組み立ててということをやっているわけであって、やはり年間でしっかりと計画を立てられるような形にさせていただけたらと思います。

非常時につきましても、会派の、個々の思いを代表して、時間は短縮されるかもしれないですけれども、しっかりと思いを伝えることができるので、公明党会派としては現状のままでいいのかなというふうには思っております。

質問時間の延長等はこれまでも議論しましたけれども、改選の時期でもありますし、引き続き議論をしていってもいいのかなというふうには考えております。

また、議案の質疑と一般質問を切り離すということで、先ほど柝山委員も言われましたけれども、実際に過去にも切り離して行ったことがあったようですが、そのときはやはり議案質疑がどうしても一質疑があまりうまくできなかつたということがあったこともちょっと耳にしております。

やはり現状ではなかなか難しいのかなというふうには私自身は思っていますので、この請願者の思いは分かるのですけれども、公明党会派としては請願は不採択かなというふうに考えております。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

次に、念のため確認いたしますが、本請願を継続審査とするとの御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、引き続き審査を続けます。

これより、令和2年分請願第8号の討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

討論なしと認めます。

それでは、令和2年分請願第8号についてお諮りいたします。

本請願は採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。



〔賛成者なし〕

委員長

挙手なしであります。

よって、令和2年分請願第8号は、不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査を終了いたします。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思っておりますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

次に、協議事項4番目、各会派で御検討をいただくことになっておりました意見書・決議についてであります。

それでは、各会派で御検討いただきました結果を順次お聞かせください。

まず、1番目の「新型コロナウイルス感染症の拡大への対策を求める意見書」について御意見をお聞かせください。

松尾委員

賛成です。

岡部委員

趣旨については賛同するのですが、9

番の法整備について氏名等の公表などが含まれていることは、ちょっと踏み込みすぎかなと思うので、調査・研究です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、2番目の「新しい時代に向けての少子化対策を求める意見書」について御意見をお聞かせください。

松尾委員 賛成です。

岡部委員 家族を持つこと、あるいは生み育てることの喜び、実感という記載については少し踏み込んだ内容になっているのではないかという感じを受けるので調査・研究です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、3番目の「不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書」について御意見をお聞かせください。

高田 重信委員 これにつきまして、4番に書いてある文言を

もし削除していただけるのであれば自民党としては賛成したいと思っておりますが、公明党さんの判断をお伺いしたいと思えます。

松尾委員 実を言うと、公明党のほうでも事実婚という部分でいろいろと議論をしていたのですが、そうではなくて今は不妊治療の保険適用の拡大をとにかく優先的に、早急に行うべきだと。事実婚に関してはその後の議論になるだろうということで、今回は削除することにさせていただきます。

高田 重信委員 それでは、自民党としては賛成です。

岡部委員 今回の部分も含めて賛成です。

委員長 全会一致で賛成でありますので、議運として議員提出議案とすることに決定いたしました。次に、4番目の「犯罪被害者支援の充実を求める意見書」について御意見をお聞かせください。

高田 重信委員 賛成です。

岡部委員 賛成です。

委員長 全会一致で賛成でありますので、議運として議員提出議案とすることに決定いたしました。次に、5番目の「住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書」について御意見をお聞かせください。

高田 重信委員 反対です。

岡部委員 法的な拡充等いろいろ記載がありますので、調査・研究です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。次に、6番目の「住宅確保給付金の支給期間の延長等を求める意見書」について御意見をお聞かせください。

高田 重信委員 反対です。

松尾委員 実際、今も1年間ということになっていますので、調査・研究です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、7番目の「非正規労働者の不合理な待遇格差の是正等を求める意見書」について御意見をお聞かせください。

高田 重信委員 反対です。

松尾委員 ガイドラインについての云々がいろいろと書いてありますけれども、これはつくられたばかりで、しっかりと周知していこうというところでもありますので、今回は反対です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。  
次に、8番目の「介護サービス利用料割り増し負担の臨時的取り扱いに関する意見書」について御意見をお聞かせください。

高田 重信委員 いろいろと迷っているところでもありますので、調査・研究とさせていただきます。

松尾委員 賛成です。

岡部委員 賛成です。

委員長 全会一致の賛成ではありませんので、議運と

しては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

それでは、ここまでの協議内容について事務局から確認させます。

議事調査課長 それでは、ただいまの協議結果についての確認をいたします。

全会一致となりましたのは、3番目が文言調整の上で全会一致、4番目が原文のまま全会一致となったところであります。

その他、1番目、2番目と、5番目から8番目については全会一致とならなかったものでございます。

次に、全会一致のものについては、議会運営委員会の委員の皆さんの中で御提案いただくこととなっておりますので、提案者についてのお願いをいたしたいと思えます。

3番目の「不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書」につきましては、文言調整の上、議員提出議案第22号で、公明党さんの提出案件でございますので、松尾委員にお願いしたいと思えます。

また、4番目の「犯罪被害者支援の充実を求める意見書」につきましては、議員提出議案第23号で、これも公明党さんの提出案件でございますので、佐藤委員にお願いしたいと

思います。

委員長 ただいまの説明のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。  
次に、協議事項５番目の議員派遣についてであります。  
このことについて、お手元に資料を配付しております。  
まず、１番の富山県市議会議長会への派遣については、去る１２月１日の各派代表者会議において説明があったところであります。  
また、２番の全国市議会議長会への派遣については、同会の相談役である五本議員に対して、その職位に基づき、相談役会議等への出席を求められているものであり、派遣場所及び期間については記載のとおりであります。  
これらの件については、会議規則第１１１条第１項の規定により、議会の議決でこれを決定することとなっており、今定例会最終日、２２日（火曜日）の本会議において議長発議により議題とし、会議規則第３７条第３項の規定により提案理由説明及び委員会への付託

を省略したいと思いますが、そのように進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

なお、この件に対する質疑及び討論の通告期限についてですが、まず、質疑の通告期限については、質疑が行われる日の前日、12月21日（月曜日）の午後5時まで、討論の通告期限については、12月18日（金曜日）の午後5時までを第一期限とし、これと対になる立場での討論の通告期限が12月21日（月曜日）の正午までとなりますので御承知おきください。

それでは、以上のことを踏まえ、お手元の資料に沿って12月定例会最終日、12月22日の本会議の進め方について事務局より説明させます。

議事調査課長

〔資料「令和2年12月22日（火）本会議の進め方（案）」により説明〕

委員長

それではお諮りいたします。

12月22日の本会議の進め方につきましては、ただいま事務局から説明のありましたと



おり進めることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

次に、協議事項6番目の陳情の取扱いについてであります。

このことについては、11月24日の本委員会において資料を提示し、今回、具体的な協議を行う旨をお伝えしていたものであります。それでは、皆さんの御意見をお聞かせください。

柞山委員

この件については去る9月15日の議会運営委員会において自民党会派より提案させていただいたものであります。委員長からもありましたが、その後、11月24日の本委員会で事務局より資料の提示を受けております。会派でもいろいろと協議を重ねてまいりました。

そもそも請願は、憲法に定められている国民の基本的人権の1つとして保障されている請願権に基づくものであります。陳情は法律上保障された権利の行使として行われるものではなく、事実上の行為に過ぎないものであります。

また、請願は紹介議員が必要ですが、陳情は必要ないということで、もともと請願と陳情には制度上違いがあり、それにもかかわらず議会での取扱いが同じであったことに対し疑義を呈したものであります。

また、事務局から頂いた資料の中で、中核市のうち陳情を委員会付託していない市が60市中37市もあり、富山県議会においても、請願は本会議で採決しておりますが陳情は採決しておりません。

そこで、陳情については委員会や本会議での採決まで必要ないのではないかという思いもありますが、しかしながら、各派代表者会議で請願・陳情取扱要領をつくってからまだ任期の4年も一経過した年数が短いこともありますし、件数的にもそれほど多いという状況ではないことから、とりあえず現状どおりにしてはどうかとの結論に我が会派では至りました。

なお、陳情について、先ほどの要領に従って議長から議会運営委員会に意見を求められた際は、先ほど申し上げた請願と陳情の違いも念頭に置きながら、その取扱いについてしっかりと協議をしていきたいと思っております。

松尾委員

公明党としましては、現状のままで問題ない

という意見であります。

岡部委員 社会民主党議員会としても現状で特に問題は感じられないので、現行どおりでいきたいと思っています。

委員長 皆さんの御意見をお聞きしましたところ、陳情の取扱いについては現状のとおりでよいのではないかとの意見が大勢を占めているようであります。  
それでは、陳情の取扱いについては現状のとおり取り扱うこととしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、そのように決定いたします。  
以上で、本日の協議事項は全て終了いたしました。  
これをもって、本日の議会運営委員会を閉会いたします。

令和 2 年 1 2 月 定 例 会  
(令和 2 年 1 2 月 1 6 日)  
議 会 運 営 委 員 会 記 録 署 名

委 員 長      金 厚 有 豊

署名委員      成 田 光 雄

署名委員      松 尾 茂